

令和 7 年 2 月 4 日

京都市京町家保全・継承審議会会長 様

京都市長 松井 孝治
(担当 都市計画局まち再生・創造推進室)

諮 問 書

京都市京町家の保全及び継承に関する条例（以下「京町家条例」という。）第 22 条の規定に基づき、貴審議会の御意見を賜りたく諮問いたします。

1 諮問の趣旨

本市では、歴史都市・京都の歴史、文化及び町並みの象徴である京町家の保全及び継承を多様な主体との協働の下に推進していくことを目指し、平成 29 年 11 月に京町家条例を制定し、京町家の解体の危機を把握する仕組みとして、解体の事前届出制度、特に重要な個別の京町家や京町家が集積する地区を指定する制度を創設するとともに、平成 31 年 2 月には、「京都市京町家保全・継承推進計画」を策定し、京町家の保全・継承に向けた様々な取組を総合的かつ計画的に推進しているところです。

この度、京町家条例の制定から 7 年を迎え、京町家の現状を今一度調査したところ、京町家条例に基づく京町家所有者に対する保全・継承に向けた働き掛けや、改修補助金をはじめとする様々な支援の取組等による、現行施策の効果は一定認められるものの、依然として、京町家の滅失には歯止めがかかっておらず、京都のアイデンティティを脅かす重大かつ危機的な事態が進行しています。

昨今、地価の上昇や建築工事費の急騰により、維持改修費や固定資産税、相続税などの所有者の経済的負担が大きくなっているほか、不動産流通市場や京町家に関わるステークホルダーの変容など京町家を取り巻く環境も大きく変化を続けています。また、これまでの取組の中で見えてきた課題等も踏まえ、現行施策を全面的に検証し、京町家の保全・継承を更に推し進めるためには、あらゆる観点から、これらに対応した効果的な方策を見出していく必要があります。

つきましては、京都がこれからも世界の人々を魅了する都市であり続けるために、その貴重な財産である京町家を保全し、これを将来の世代に受け継いでいくため、次の事項について、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

2 諮問事項等

(1) 諮問事項

- ア 京町家条例をはじめとする現行施策の点検及び検証について
- イ より実効性の高い施策の在り方について

(2) 諮問事項の主な内容

ア 京町家条例をはじめとする現行施策の点検及び検証について

(7) 現行施策の総括（効果検証並びに課題の整理及び分析）

(4) 京町家の価値や保全・継承の意義等の再確認

イ より実効性の高い施策の在り方について

(7) 京町家の保全・継承に伴う所有者の経済的負担に係る更なる軽減措置の在り方

(4) 京町家の保全・継承に着実に結び付ける所有者等のニーズに応じた受け皿の在り方

(4) 京町家の保全・継承に係るステークホルダーに応じた効果的な施策展開の在り方

(5) 現行施策の充実その他京町家の保全・継承の実効性を高める施策の在り方

(4) 京町家の保全・継承を担保・促進する戦略的な都市政策の在り方